

2021年3月8日

内閣総理大臣 菅 義偉 様  
厚生労働大臣 田村 憲久 様

一般社団法人 つながる社会保障サポートセンター  
代表理事 土井 裕明



「緊急小口資金・総合支援資金」の特例貸付の償還免除要件に関する緊急要望書

【要望の趣旨】

- 1 「緊急小口資金」特例貸付の償還開始時期を2022年（令和4年）6月以降とし、2021年（令和3年）・2022年（令和4年）のいずれかに住民税非課税となった方については、すべてその全額の償還を一括して免除するよう要望します。
- 2 また、償還開始後において住民税非課税となった方に対しても、以後の償還を全部免除するよう要望します。
- 3 さらに、住民税非課税に該当しなくても、児童扶養手当、就学援助、住居確保給付金、求職者支援制度の職業訓練受講給付金等、既存の制度の受給により生活困窮状況が確認できる返済が困難な方については、住民税非課税の方と同じ取り扱いとし、償還を免除するよう要望します。
- 4 「総合支援資金」の特例貸付の償還免除要件についても、上記3点と同等の制度となるよう要望します。

【要望の理由】

1 緊急小口資金特例貸付の一括免除の認定と償還時期

厚生労働省におかれては、2021年（令和3年）2月2日に「緊急小口資金に関しては、令和3年度又は令和4年度の住民税非課税を確認できた場合に一括免除を行う」と報道発表されました。「一括免除」を決定いただいたことに敬意を表します。危惧されていた「免除要件該当性を10年間にわたり毎年判断する案」が採用されなかったことに安心しました。

具体的な一括免除手続きは、今後発表される予定ですが、現時点では、2022年（令和4年）3月末まで償還据置期間が延長されています。このままでは、例えば2021年（令和3年）は「課税」だったが2022年（令和4年）は「非課税」となる方が、償還開始時期の2022年（令和4年）4月では、まだ非課税確認ができないため、6月までは償還する必要が生じます。これは、住民税非課税の確定時期が毎年6月であるためのタイムラグです。このタイムラグを無くすには、償還開始を毎年6月以降とすることで、当年度の住民税非課税が決定するところから、一括免除の判断が可能となります。

## 2 償還開始後の免除

現在発表されている緊急小口資金特例貸付の一括免除については、「令和3年度又は令和4年度の住民税非課税を確認できた場合」です。よって、2021年（令和3年）度も2022年（令和4年）度も住民税「課税」であった方は、償還が必要です。しかし、償還開始後においても、生活困窮状態の変化により、住民税非課税の所得水準となることがありえます。緊急小口資金特例貸付の償還は、2年間続きます。よって、償還開始時点においては課税であったとしても、償還途中で非課税水準となった方についても、以後の償還を一括免除できるよう、制度設計を要望します。

なお、今回の報道発表では「住民税非課税世帯を確認する対象は、借受人及び世帯主とします。」となっており、世帯単位の非課税確認ではないことについても敬意を表します。新型コロナ対策でのこれまでの様々な政策・実践の積み重ねもあり、償還開始後、年度途中で非課税水準の確認も可能と考えます。

## 3 「住民税非課税」だけでない償還免除要件の拡大

現在の償還免除の要件は、「住民税非課税」です。しかし、この要件では、対象となる方がかなり限定され、生活困窮状況が続く方に必要な対策が及びません。よって、住民税非課税に該当しなくても、生活困窮状況で返済が困難な方については、住民税非課税の方と同じ取り扱いとし、免除となるよう要望します。

また、その際、生活困窮状況の判断は、社会福祉協議会に審査の負担をかけるのではなく、例えば、児童扶養手当、就学援助、住居確保給付金、求職者支援制度の職業訓練受講給付金等、既存の審査判断を活用できるような制度設計とするよう要望します。

## 4 総合支援資金の償還免除要件

「総合支援資金」の償還免除要件については、「引き続き検討します。」とされています。「総合支援資金」の償還免除についても、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮し、上記1ないし3と同様の免除制度となるよう、要望します。

コロナ禍における生活支援策としては、本来、貸付型ではなく給付型の資金供給が適切であること、償還免除の要件は貸付の時点であらかじめ明確にしておくべきであることなど、他に指摘すべき問題もありますが、とり急ぎ、現時点で少しでもより良い制度となるよう要望するものです。

以上